

# 館山市ワーケーション推進業務委託仕様書

## 1．業務名

館山市ワーケーション推進業務

## 2．業務の目的

本市は、東京の中心部から100km圏内という立地条件にありながら、温暖な気候と輝く海、緑豊かな自然に囲まれており、豊富なアクティビティを体験できるほか、多彩な宿泊施設が所在していることから、ワーケーションの拠点として、2拠点・多拠点居住地として、さらには移住先として、高いポテンシャルを備えている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がきっかけとして働き方や暮らし方が見直され、自宅からオンラインで働くテレワークや、自宅とは異なる環境で余暇と仕事を両立させながら働くワーケーションが急速に普及しており、この傾向は、今後も続くものと考えられる。

これらを踏まえ、本市が有する優位性や特長を活かしながら、テレワークやワーケーションに取り組む都市部企業等を対象としたモニターツアー等を実施し、まちぐるみでワーケーションを推進するための受入態勢の充実を図るとともに、関係人口や将来的な移住・定住人口の増加、さらには企業誘致の実現を目指すことを目的とする。

## 3．業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

## 4．業務内容

本業務の受託者は、以下に定める業務を実施すること。

本市でのテレワークやワーケーションに関心のある都市部企業等を対象としたチームビルディング等体験モニターツアーの実施

- ・地域資源の活用や地域課題の解決、企業合宿を意識した内容とする。
- ・モニターツアーの参加企業は3社以上とし、平日を含めた2泊3日以上の市内滞在を最低1回行う。
- ・宿泊先については、本市と協議の上、市内宿泊施設とする。
- ・モニターツアーの実施については、受託者が調整を行い、できるだけ参加企業等の要望に対応する。
- ・満足度や今後に向けた改善点等について、参加者へのヒアリング・アンケート調査を行い、フォローアップを行う。

都市部企業人材と地元企業等とのマッチング機会の創出

- ・ で開催するモニターツアーのプログラム内に、地元企業や地元の方々との交流やマッチングの機会を設ける。

子育て世帯を対象としたテレワークやワーケーションの推進につながる取組の実施

- ・ 市内の子育て世帯あるいは市外から来訪する子育て世帯を対象とし、多様で柔軟な働き方や暮らし方を実践する機会を提供する。
- ・ 具体的な取組例として、市内の子育て世帯を対象としたスキルアッププログラムの実施あるいは親子ワーケーションのモニターツアー等の実施を想定している。

各取組に関する情報発信

- ・ 本市でのテレワークやワーケーションの普及・展開につなげるため、 ~ の取組について、テレワークやワーケーション、移住・定住促進に関連するメディア、プラットフォーム等への情報発信を行う。

## 5．成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

業務完了報告書 正 1 部

の電子データ

その他業務で作成した資料

電子データについては、完成原稿（PDF等）の他、編集が可能なデータ形式（ワード、エクセル、パワーポイント等）で提出すること。

## 6．納品場所・期限

場所：館山市経済観光部雇用商工課（住所：館山市館山1564-1）

期限：令和5年3月31日（金）

## 7．留意事項

### （1）一般事項

- ・ 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ・ 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製の可否、返却等については、本市からの指示に従うこと。
- ・ 委託業務期間は基より委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他には漏らしてはならない。

### （2）業務体制

- ・あらかじめ本市と調整したスケジュールで行うこと。
- ・本市及び地域おこし協力隊（ワーケーション推進担当）が推進するワーケーションをイメージし、本市担当者と協議を行うこと。
- ・本市からの指示を受ける窓口として、業務を総括する責任者を配置し、本市や関係者と円滑な進行管理や意思疎通に努めること。
- ・業務の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、業務の実施が困難な場合には、本市と協議の上、業務内容の変更に柔軟に対応すること。

## 8 . 協議

この仕様書について、疑義が生じた場合、又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議すること。